平成25年度第13回教育研究評議会議事要旨

日 時 平成25年12月11日(水)15時40分開会

場 所 第1会議室

出席者 20名

山本学長, 和田理事(総務・財務担当副学長), 大矢理事(教育担当副学長),

奥田副学長、鈴木評議員(言語センター長)、李評議員(ビジネス創造センター長)、

平沢評議員(情報処理センター長)、穴沢評議員(国際交流センター長)、

松家評議員(経済学科長), 林評議員(企業法学科長),

加地評議員(社会情報学科長),八木評議員(一般教育系学科主任),

金評議員(現代商学専攻長), 籏本評議員(アントレプレナーシップ専攻長),

横田評議員(経済学科教授),プラート評議員(商学科教授),

石黒評議員(企業法学科教授),中村(隆)評議員(社会情報学科教授),

上野評議員(一般教育系教授)、山本(久)評議員(言語センター教授)

公欠者 2名

坂柳評議員(商学科長),瀬戸評議員(アントレプレナーシップ専攻教授)

欠席者 0名

議事に先立ち、事前に配付している前回(11月27日)開催の平成25年度第12回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 小樽商科大学におけるサバティカル実施に関する細則の一部改正(案)について 鈴木元教員人事制度検討WG座長から、小樽商科大学におけるサバティカル実施に関する細則の一部改正(案)について、審議資料1に基づき、提案があった。 続いて、質疑応答等が行われた。

〈質疑応答等内容〉

●国際交流科目の担当者がAサバティカルを前期から開始する場合,前年度のAサバティカル研修者と半期重なることとなるが、それは認められるという理解でよろしいか。 ○その通りである。

その後、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件について承認されたため、サバティカル実施に関する細則の一部改正については、本日(平成25年12月11日)から施行し、平成26年4月1日から適用する旨発言があった。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、1月8日(水)に開催する予定である。

以 上